

「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト(海外ビジネスマッチングPR支援事業)」  
 企画・運営業務に係る公募型プロポーザルの実施における質問への回答  
 (令和7年4月8日午後5時締切分)

	質問	回答
質問1	<p>提出書類の「京都市内に拠点を有することを証明できる書類」について、下記2点のどちらがよいのか。</p> <p>① 対外向けに京都オフィスを紹介・発信するためのオフィス紹介資料等。</p> <p>② 登記・納税証明書等の公的機関発行の書類。</p>	<p>「京都市内に拠点を有することを証明できる書類」につきまして、②の公的機関が発行する登記・納税証明書等の提出が望ましいですが、期日に間に合わない場合は、①の対外向けに京都オフィスを紹介・発信するためのオフィス紹介資料等でも差支えありません。ただし、受託企業になった場合は公的機関が発行する登記・納税証明書等の提出を求めます。</p>
質問2	<p>募集要項中「6(2)提出書類」のうち「京都市内に拠点を有することを証明できる書類」は、登記簿謄本の写し(該当箇所の抜粋)でよろしかったでしょうか。</p>	<p>そちらで問題ありません。</p>
質問3	<p>(仕様書5業務内容 ア(ア)本事業全体の企画・運営)採択企業の選定にあたっての審査は、審査委員による書類審査を前提としているという理解で良いか。または公開審査会の開催などを想定している場合にはその旨ご教示いただきたい。</p>	<p>採択企業の選定にあたっての審査については審査委員による書面審査を前提としており、外部に発信するような公開審査会等の開催は行わない予定です。</p>
質問4	<p>(募集要項6(2)提出資料)企画提案書の備考記載「残り5部は社名なしで作成すること。」について、企画提案者の社名だけでなく、その他再委託先や協力依頼先の企業・団体も具体名称は伏せた方が良いか。その場合、「A社」や「B団体」といった表記で問題無いか。</p>	<p>企画提案者の社名のみを記載なしで作成していただき、その他再委託先や協力依頼先の企業・団体については具体名を伏せる必要はありません。</p>

質問 5	(募集要項 6 (2) 提出資料) 京都市内に拠点を有することを証明できる書類について、企画提案者の企業ホームページ上の拠点掲載部分の印刷物の提出で問題無いか。	公的機関が発行する登記・納税証明書等の提出が望ましいですが、期日に間に合わない場合は、京都市内に拠点を有することが確認できる会社パンフレットやホームページ上の掲載部分の印刷物等でも差支えありません。ただし、受託企業になった場合は、公的機関が発行する登記・納税証明書等の提出を求めます。
------	--	--